

## A アスレティックトレーナーとは

## c. アスレティックトレーナーマスター

アスレティックトレーナーについては、公認コーチや公認指導員のように、上級資格がない。しかし、アスレティックトレーナー養成事業に特に尽力している方で、次の条件を満たす方の中から、日本体育協会アスレティックトレーナー部会にて選考、指導者育成専門委員会にて承認された方をアスレティックトレーナーマスターとして認定している。

- ・アスレティックトレーナー有資格者であること
- ・年齢 35 歳以上の者であること
- ・アスレティックトレーナーとして中核的な役割を果たした実績がある者
- ・アスレティックトレーナーを育成、指導した顕著な実績がある者で今後とも継続してアスレティックトレーナーの育成、指導にあたる者
- ・人物、見識ともに優れアスレティックトレーナーマスターとして相応しい者

平成 17 年 3 月 31 日現在で、15 名のアスレティックトレーナーの方がアスレティックトレーナーマスターとして認定されている。

## d. 公認アスレティックトレーナー研修会

日本体育協会公認スポーツ指導者の資格有効期限は 4 年間と定められており、資格更新するためには、有効期限が切れる 6 ヶ月前までに更新のための研修、通称「義務研修」を受講することが義務付けられている。

アスレティックトレーナーの役割は非常に多岐にわたり、競技者・コーチ・スポーツドクターなどのスポーツ現場あるいはさまざまな団体から質の高いアスレティックトレーナーが必要とされている。

アスレティックトレーナーに関する研修については、単に資格を更新するためだけのものではなく、すでに資格を取得した者であっても、常に最新の情報を得て自己研鑽を重ね、一層の資質向上に努めることをねらいとしている。

アスレティックトレーナーの義務研修は下記の 1)～3) があり、資格有効期限内の 6 ヶ月前までにいずれかを受講すれば、資格更新することができる。

- 1) アスレティックトレーナー研修会（日本体育協会主催）

本研修会は平成 11 年度に始まり、東京都を中心に毎年 1 月に開催している。

## 表 I-A-8 アスレティックトレーナー連絡会議

アスレティックトレーナー相互の連携を密にし、活動促進、相互研修、情報交換、広報活動等について協議するため、競技団体・都道府県体育協会・プロスポーツ団体等の有資格者の代表により構成された会議のこと。毎年 1 回開催している

## 表 I-A-9 アスレティックトレーナー連絡会議運営規則

日本体育協会 アスレティックトレーナー連絡会議運営規則	
(目的)	アスレティックトレーナー相互の連携を密にし、活動促進、相互研修、情報交換、広報活動等について協議するため、アスレティックトレーナー連絡会議（以下「連絡会議」という）を開催する。
第 1 条	
(構成)	
第 2 条	連絡会議は、次の各号に掲げる有資格者の代表、トレーナー部会委員および学識経験者をもって構成する。 (1) 中央競技団体所属の有資格者 (2) 都道府県体育協会所属の有資格者 (3) プロスポーツ団体等所属の有資格者 (4) 日本体育協会所属の有資格者 また、その選任は、日本体育協会で決定する。
(運営委員会)	
第 3 条	連絡会議に運営委員会を置き、連絡会議の協議内容等の企画、立案及び準備、運営にあたる。 2. 運営委員は、第 2 条に掲げる者の中から 20 名程度を日本体育協会が選任する。 3. 運営委員の任期は 2 年とする。ただし、再任を妨げない。
(会議)	
第 4 条	連絡会議は、年 1 回以上開催し、運営委員会は、随時これを開催する。
(運営委員長)	
第 5 条	運営委員は、互選で運営委員長を選出する。 2. 運営委員長は、日本体育協会・トレーナー部会と協議の上、連絡会議及び運営委員会を招集して、その議長となる。
(規則の変更)	
第 6 条	この規則は、日本体育協会指導者育成専門委員会の承認を受けて変更することが出来る。
付 則	この規則は、平成 11 年 11 月 26 日から施行する。 この規則は、平成 17 年 11 月 25 日から施行する。

- 2) 日本体育協会指定学術団体主催学術集会等  
日本体育協会が指定した学術団体が主催する下記①～⑤の学術集会等において、指定演題を合計 4 時間以上聴講した者は、資格更新のための義務研修を修了した者とみなされる。

- ① 日本臨床スポーツ医学会学術集会

- ② 日本整形外科スポーツ医学会学術集会  
 ③ 日本関節鏡・膝・スポーツ整形外科学会 (JOSKAS)  
 ④ チームドクター&トレーナーミーティング (日本臨床スポーツ医学会主催)  
 ⑤ 日本アスレティックトレーニング学会学術集会
- 3) アスレティックトレーナー連絡会議都道府県ブロック会議主催研修会  
 アスレティックトレーナー連絡会議都道府県ブロック (北海道・東北・関東・北信越・東海・関西・中国・四国・九州) が主催し、日本体育協会が承認した研修会を、資格有効期限内に2回受講した者は、資格更新のための義務研修を修了したものとみなされる。

#### e. アスレティックトレーナー連絡会議

1994年(平成6年)にアスレティックトレーナー養成事業がスタートし、アスレティックトレーナーが増えるにつれて、アスレティックトレーナー同士の情報交換の場の必要性が高まってきた。そんな中、2001年(平成13年)にアスレティックトレーナー連絡会議(表I-A-8, 9)が発足した。

毎年1回、連絡会議を開催し情報交換するとともに、日本体育協会アスレティックトレーナーが加盟団体(都道府県体育協会、中央競技団体等)ごとに組織化(協議会の結成)・連携することによって、情報提供・情報交換・情報共有し、競技の普及・発展および地域におけるスポーツ活動に貢献することを目的とした全国的なネットワークの構築を目指し運営委員会を中心に活動を展開しているところである。

#### f. 養成講習会カリキュラムの改訂

前述したとおり、2005年(平成17年)の公認スポーツ指導者制度の改定に伴い、公認スポーツ指導者養成共通科目カリキュラムは大幅に見直された。このことに伴い、アスレティックトレーナー養成共通科目(共通科目I+II+III, 表I-A-10)が新たに定められたことから、指導者育成専門委員会アスレティックトレーナー部会において、専門科目カリキュラムの見直しをすることが決定した。平成15年6月に初めてカリキュラム改訂作業班を開催し、専門科目カリキュラムの改訂などに着手した。

カリキュラムの改訂に当たっては、まずは日本体育協会アスレティックトレーナーとして必要とされる資質や能力を明らかにする必要があるとのことから、日本体育協会が養成すべき

表I-A-10 共通科目カリキュラム

	科目名	時間数 (h)
共通科目 I	文化としてのスポーツ	3.75
	指導者の役割 I	5.0
	トレーニング論 I	3.75
	スポーツ指導者に必要な医学的知識 I	7.5
	スポーツと栄養	2.5
	指導計画と安全管理	3.75
	ジュニア期のスポーツ	5.0
	地域におけるスポーツ振興	3.75
共通科目 II	社会の中のスポーツ	5.0
	スポーツと法	5.0
	スポーツの心理 I	7.5
	スポーツ組織の運営と事業	10.0
	対象に合わせたスポーツ指導	7.5
共通科目 III	指導者の役割 II	7.5
	アスリートの栄養・食事	5.0
	スポーツの心理 II	10.0
	身体のしくみと働き	10.0
	トレーニング論 II	20.0
	競技者育成のための指導法	10.0
	スポーツ指導者に必要な医学的知識 II	20.0
	計	152.5

表I-A-11 アスレティックトレーナーの役割

1. スポーツ外傷・障害の予防
2. スポーツ現場における救急処置
3. アスレティックリハビリテーション
4. コンディショニング
5. 測定と評価
6. 健康管理と組織運営
7. 教育的指導

「アスレティックトレーナーの役割とは」を明らかにした。

アスレティックトレーナーの役割を、表I-A-11のような7つの項目に定め(詳細については、第I章Bで解説)、この役割を果たすことのできるアスレティックトレーナーを育てるために必要な、

- ・専門科目カリキュラム内容、時間数
- ・免除適応コース申請基準
- ・検定試験方法

について、海外のトレーナー養成システムやカリキュラムなども参考にし、約3年をかけ具体的に議論した。

新専門科目カリキュラムについては、共通科目カリキュラムの時間数が大幅に削減されたことから、その部分を補うためにも、これまでの専門科目カリキュラムを改めて体系的に整理し直し、不足していた内容などを新たに盛り込み総時間を600時間とした(表I-A-12)。特に、

## A アスレティックトレーナーとは

応急処置などについては、「救急法実習」という科目で日本赤十字社の救急法救急員の資格を取得することで代替していたが、新専門科目カリキュラムにおいては、「救急処置」の科目の中でスポーツ現場に必要な救急処置などについて盛り込まれることとなった。さらに、これまで課題とされていた資格取得時の現場経験の不足などを解消するために、新専門科目カリキュラムに、アスレティックトレーナーの下で指導を受ける現場実習 180 時間（表 I-A-13）を明確に位置づけた。

また、これまで明確には成文化されていなかった免除適応コース申請基準についても、詳細を規定化した（表 I-A-14）。特筆すべきは、公認アスレティックトレーナー専任教員を主と副に分け、専任・主は、「公認アスレティックトレーナーとして登録・認定後 4 年を経過している者で、スポーツ現場における実務経験が 3 年以上の者」とし、専任・副は、「公認アスレティックトレーナー資格取得後、スポーツ現場における実務経験が 2 年以上の者」としたことであろう。主・副いずれの場合であっても、日本体育協会が開催する公認アスレティックトレーナー専任教員講習会を修了していることが条件となり、それまでの「公認アスレティックトレーナー資格を有すること」のみの条件からは大きく変わった。ちなみに公認アスレティックトレーナー専任教員講習会は、平成 17 年度より実施されている。

検定試験に関しても、これまでは理論試験・実技試験のそれぞれにおいて科目別の検定試験を実施し、全科目合格することで最終的な修了判定としていたが、新たな検定試験では理論試験・実技試験のそれぞれ科目別検定試験ではなく理論試験（客観式試験・総合論述試験）の合否判定、総合実技試験の合否判定というようなシンプルなものとなる。受験の流れとして、基礎的・応用的な知識を備えることは、アスレティックトレーナーの必須条件であるとし、理論試験に合格しないと総合実技試験に進めないこととなった。

平成 17 年度に発表された新アスレティックトレーナー養成カリキュラム（共通科目・専門科目）は、養成コースでは平成 18 年度の新規受講生から、適応コースでは学校による年限的な経過移行措置はあるものの、新規承認校の場合は平成 18 年度から、継続校の場合は修業年数に応じて共通科目・専門科目共に新しいカリキュラムへ移行することとなり、検定試験に関しては、養成コース・適応コース共に平成 19

表 I-A-12 専門科目カリキュラム

科目名	時間数 (h)
1. アスレティックトレーナーの役割	30
2. スポーツ科学	120
3. 運動器の解剖と機能	60
4. スポーツ外傷・障害の基礎知識	60
5. 健康管理とスポーツ医学	30
6. 検査・測定と評価	60
7. 予防とコンディショニング	90
8. アスレティックリハビリテーション	90
9. 救急処置	30
10. スポーツと栄養	30
計	600

表 I-A-13 専門科目カリキュラム現場実習

科目名	時間数 (h)
1) 見学実習	30
2) 検査・測定と評価実習、アスレティックリハビリテーションプログラム作成実習	30
3) スポーツ現場実習（ストレッチング、テーピング、応急処置等）	30
4) アスレティックリハビリテーション実習（プログラム作成、実施等）	30
5) 総合実習	60
計	180

年度新規受験対象者からはすべて新たな専門科目カリキュラムに基づく検定試験を実施することとなった。年限的な経過措置はあるものの、適応コースは 180 時間の現場実習を終了していなければ、総合実技試験（受験機会は 2 回まで）に進むことができない。

検定試験に関しては、平成 23 年度より専門科目の試験形態を一部改訂し、客観式試験合格者が実技・論述試験（総合実技試験と論述試験）を受験するかたちとなった。

1994 年（平成 6 年）にスタートしたアスレティックトレーナー養成事業は、約 18 年間で、1,861 名が登録している（平成 24 年 10 月 1 日現在）。

平成 18 年のアスレティックトレーナー養成カリキュラムの改訂により、知識と技術と能力を備えた質の高いアスレティックトレーナーが一人でも多く誕生し、日本のスポーツ界に貢献してくれることを願う。

## g. 資格更新のための一次救命処置資格保持義務

スポーツ現場において最も身近に競技者をサポートするアスレティックトレーナーは、いつ何時一次救命処置（Basic Life Support : BLS）を必要とする状況に遭遇するかもしれない。

養成コースおよび適応コースともに、アスレティックトレーナー資格取得前に赤十字救急法救急員資格を取得し、専門科目の「救急処置」

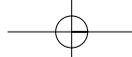


表 I-A-14 講習・試験免除適応コースアスレティックトレーナーコース申請基準

日本体育協会公認スポーツ指導者養成講習会 講習・試験免除適応コース アスレティックトレーナーコース申請基準	
1. 承認校について	講習・試験免除適応コース（以下「免除適応コース」という）の承認については、次に掲げる学校にて行われるものであること。 「学校教育法に基づく大学、短期大学、専修学校、但し専修学校の場合は2年以上の専門課程」
2. 申請に関する事項	<p>(1) アスレティックトレーナーコースを申請しようとする学校は、「免除適応コース申請書」を、申請を希望する前年度の日本体育協会（以下「本会」という）指導者育成専門委員会承認されるよう本会に提出すること。</p> <p>(2) 前項の申請にあたっては、既定の申請書に学校名、学部名および学科名等（コース、課程等含む）申請するコースを詳細に記載すること。</p> <p>(3) アスレティックトレーナーコースの申請に当たっては、「共通科目ⅠⅡⅢコース」も併せて申請すること。</p> <p>(4) 申請書が提出された後、本会指導者育成専門委員会承認されるためには、指導者育成専門委員会アスレティックトレーナー部会の部会員および担当職員の「指導状況調査」を受けなければならない。なお、「指導状況調査」については、承認後も一定期間の内にを行うものとする。</p>
3. 免除適応コースの承認に関する事項	<p>(1) 免除適応コースの申請については、免除適応コース申請基準に基づき、申請書に必要書類を添付し提出しなければならない。</p> <p>(2) 免除適応コースの承認については、申請書を提出後、本会アスレティックトレーナー部会および指導者育成専門委員会の審議を経て、本会が承認する。</p> <p>(3) 申請内容に変更が生じた場合には、届出をし、承認を得なければならない。</p> <p>(4) 継続申請校がアスレティックトレーナー養成に関わるコース（学部・学科等）を新設すること並びに既存コースの定員を増やすことはできない。</p>
4. アスレティックトレーナー専任教員に関する事項	<p>(1) 免除適応コース承認校においては、専任の公認アスレティックトレーナー「アスレティックトレーナー専任教員」を置かなければならない。</p> <p>(2) アスレティックトレーナー専任教員は下記の者であって専ら大学や専門学校等の免除適応コースの管理の任に当たることができる者とする。</p> <p>(3) アスレティックトレーナー専任教員とは、他の専任（常勤）の職を有する者でないことを意味し、大学等の非常勤の講師等との兼務は差し支えないものであること。</p> <p>① アスレティックトレーナー専任教員の内、少なくとも一人は公認アスレティックトレーナーとして登録・認定後4年を経過している者で、スポーツ現場における実務経験が3年以上の者とする。（専任：主）</p> <p>② その他のアスレティックトレーナー専任教員は、公認アスレティックトレーナー資格取得後、スポーツ現場における実務経験が2年以上の者とする。ことができる。（専任：副）</p> <p>③ 上記①②の者であっても、本会が開催する専任教員講習会を修了していること。但し、平成17年度までの専任教員についてはこの限りではない。</p> <p>④ 本会が開催するアスレティックトレーナー専任教員ミーティングに、毎年各校から必ず1名は参加しなければならない。なお、各校のアスレティックトレーナー専任教員は2年に1回は参加することが望ましい。</p> <p>⑤ アスレティックトレーナー専任教員が資格更新のための義務研修を未受講などの理由によりアスレティックトレーナー資格を更新できなかった場合、その教員は専任教員としての資格を喪失する。</p> <p>⑥ 上記⑤の者がアスレティックトレーナー専任教員の資格を得るためには、上記③の専任教員講習会を修了しなければならない。</p> <p>(4) アスレティックトレーナー専任教員を置く場合は、個票（経歴等含む）を提出し、本会アスレティックトレーナー部会にて承認を受けること。ただし、継続の場合はこの限りではない。なお、継続の場合においても個票（経歴等含む）は提出することとする。</p> <p>(5) アスレティックトレーナー専任教員の数 アスレティックトレーナー専任教員は、アスレティックトレーナーコース対象学生が一学年60人以内である場合は1人以上、61人以上である場合は、その超える数が40人を増すごとに1人を加えた数としなければならない。</p>
5. 教育に関する事項	<p>(1) 公認アスレティックトレーナー養成講習会専門科目カリキュラムを教授するのに適当と認められる者とは、別表の講師基準を満たす者であって、教育内容に関し相当の知識及び経験を有する者、又はこれと同等以上の知識及び経験を有する者（各当該専門科目の分野に関し教育経験を有する大学の専任講師以上の者）であり、本会アスレティックトレーナー部会が認める者とする。</p> <p>(2) 一専任教員の一週間当たりの授業時間は、15時間を標準とする（90分で週7コマ）。</p>
6. 授業に関する事項	<p>(1) 教育の内容は、別表の公認アスレティックトレーナー養成講習会専門科目カリキュラムの通りであること。また、講習科目1から10の順に学ぶことが望ましい。</p> <p>(2) 教育の時間数は、現場実習を除く600時間以上とする。 但し、授業時数を単位に換算する場合の計算方法は、学校教育法、大学設置基準及び専修学校設置基準等によるものとする。</p>
7. 現場実習に関する事項	<p>(1) 免除適応コース承認校は、学生に対し現場実習の機会を確保し、知識・技術の向上を図るため現場実習の教育を行えるよう努めること。</p> <p>(2) 現場実習については、公認アスレティックトレーナー養成講習会専門科目カリキュラムに基づき行うこと。</p> <p>① 現場実習時間は、180時間（実時間数）以上とすること。 1) 見学実習：30時間、2) 検査・測定と評価実習、アスレティックリハビリテーションプログラム作成実習：30時間、3) スポーツ現場実習：30時間、4) アスレティックリハビリテーション実習：30時間、5) 総合実習：60時間</p> <p>② クリニック等医療機関等で行うことができる現場実習については、実習時間の内「3) スポーツ現場実習、5) 総合実習」を除く90時間以内とすること。</p> <p>③ 申請できる一日の実習時間及び週の日数は、一日3時間以内、週5日間までとすること。</p> <p>④ 合宿や遠征等長期にわたる現場実習については、一日6時間以内で連続して最長5日間までとし、年間2回までを原則とすること。</p> <p>⑤ 免除適応コース承認校として認定を受けた教育機関の同一キャンパス内施設での複数運動部活動における現場実習については、現場実習計画書に記載された公認アスレティックトレーナーが実際に指導することを条件として、現場実習時間として認める。但し、指導できる人数の総数、1日当たりの実習時間については上記の通りとする。</p> <p>⑥ 異なるキャンパス及び学外における現場実習に関しては上記⑤は適用しない。</p> <p>⑦ 公認アスレティックトレーナーが帯同しない合宿、試合は現場実習として認めない。</p> <p>⑧ 現場実習を行うにあたっては、毎年当該年度分の「現場実習計画書」を6月末迄に提出し、3月末までに「現場実習報告書」を提出すること。</p>

## A アスレティックトレーナーとは

表I-A-14 つづき

- (3) 現場実習の指導ができる者等について  
 ① 現場実習の指導ができる者は、別表の講師基準を満たす者であること。  
 ② 同年度において一人の公認アスレティックトレーナーが指導できる実習生（学生）の総数は次の通りとする。但し、「(1) 見学実習」についてはこの限りでない。  
 ・専任教員（専任：主）：36名以内  
 ・専任教員（専任：副）：24名以内  
 ・上記以外の公認アスレティックトレーナー：12名以内（但し、アスレティックトレーナーマスターについては24名以内とする）  
 ・公認スポーツドクター：24名以内  
 ③ 実習生を指導する場合は、必ず「現場実習報告書（個人用）」に必要事項を記入し署名・捺印をしなければならない。  
 ④ 現場実習を引き受ける者は、毎年6月末までに「現場実習受入計画書」を、各学校を通じて本会に提出すること。
- (4) 現場実習の期間等  
 現場実習は、学校に入学した年度より有効とする。ただし、1) 見学実習の後、2) 検査・測定と評価実習、アスレティックリハビリテーションプログラム作成実習、3) スポーツ現場実習、4) アスレティックリハビリテーション実習、を行った上で、5) 総合実習を行うことが望ましい。また、現場実習は授業の進行状況に応じて行うことが望ましい。
- (5) 個人情報の保護について  
 現場実習に参加する実習生（学生）は、現場実習で知り得た情報を漏洩することの無いよう、現場実習先と守秘義務を結ぶことを原則とする。また、現場実習の指導にあたる者も、実習生（学生）に関する情報を漏洩することの無いよう守秘義務を結ぶことを原則とし、個人情報保護法を遵守すること。
- (6) 検定試験について  
 本会が実施する公認アスレティックトレーナー専門科目検定試験のうち、総合実技試験を受験する場合は、必要事項が記載された「現場実習報告書（個人用）」を検定試験願書に添付しなければ受験資格を得ることができない。
- (7) その他  
 免除適応コース承認校において、2年間、在学生のうち1人も現場実習を履修する者がいない場合には、その後の免除適応コースの承認を取り消すことがある。
8. 施設及び設備等に関する事項  
 アスレティックトレーナーコースを申請しようとする学校は、公認アスレティックトレーナーの教育に必要な次の施設、設備等を備えるよう努めなければならない。  
 (1) 公認アスレティックトレーナーの教育に必要な教室・実技実習室等の施設を有すること。  
 (2) 公認アスレティックトレーナーの教育に必要な機械器具、標本及び模型、図書並びにその他の備品を備えること。
9. 附則  
 (1) この基準は、本会指導者育成専門委員会アスレティックトレーナー部会の決定により変更することができる。  
 (2) 平成23年2月16日改定、平成24年4月1日施行  
 (3) 平成23年4月1日改定  
 (4) 平成25年5月21日改定、平成26年4月1日施行  
 (5) 平成26年10月28日改定

を学ぶことになっている。しかし、一度体得した救命処置技術であっても、いざとなったときに的確に処置することができなければ、アスレティックトレーナーとしての資質が問われることになる。

そこで、心肺蘇生法（CPR）および自動体外式除細動器（AED）に関する講習を継続的に受講し、緊急時に必要な最新の正しい救命処置の知識と技術を身につけることが必要であるとの観点から、アスレティックトレーナー資格更新要件にBLS資格の保持を義務付けることとした。

BLS資格の保持については、義務研修受講時にその時点で有効の修了証または認定証を受付時に提示することにより確認することとしており、平成28年4月より、義務研修会を受講する際は必ずBLS資格を保持していなければ、義務研修を受講したものとみなされず資格更新できないこととなっている。

対象となる講習会は下記のとおりであるが、日本体育協会ではアスレティックトレーナー資格取得前に全員が必ず取得している赤十字救急法救急員資格（有効期限3年）の資格継続研修を受講することを勧めている。

## 1) 対象講習会の条件

以下の条件をすべて満たす講習会を有効と

する。

- ① アメリカ心臓学会（AHA）のガイドライン2010（G2010）に準じた成人向けのCPRおよびAEDの講習会であること。
- ② CPRおよびAEDに関する実技評価の結果により、修了証または認定証を発行している講習会であること。
- ③ 有効期限が記載された修了証または認定証を発行していること。

## 2) 対象講習会主催団体・機関

原則として、以下の団体等が認定する講習会で上記1)の条件を満たしているものを対象とする。

- ① 日本赤十字社、② 日本救急蘇生普及協会、③ 国際救命救急協会、④ 日本ライフセービング協会、⑤ Medics First Aid (MFA) JAPAN、⑥ マスター・ワークス、⑦ 消防署・消防庁、⑧ 日本 ACLS 協会、⑨ American Academy of Orthopedic Surgeons、⑩ American Heart Association、⑪ American Red Cross、⑫ American Safety and Health Institute、⑬ Canadian Red Cross。

（日本体育協会）